

正 本

建 築 等 (変 更) 届 出 書										局 長
兵庫県知事 様		年 月 日 届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)								参 事
		氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)								
景観の形成等に関する条例第 条第 項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。電話() - 番		印 番								
行 為 の 場 所										課 長
行 為 の 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで								
代 理 者	住 所									
	氏 名	電話() - 番								
設 計 者	住 所									
	氏 名	() 建築士() 登録第 号								
	建築士事務所名	() 建築士事務所 登録第 号 電話() - 番								
景観形成地区の名称	都市計画区域等	都市計画区域	市街化区域	用途地域(地域)	容積率	緑条例環境形成区域				
		市街化調整区域	上記以外の区域	用途地域(地域)・指定なし	()%	第1号・第2号・第3号・第4号・第2項				
広域景観形成地域の名称		上記以外の区域	用途地域(地域)・指定なし	()						
行 為 の 種 別	建 築 物	新築・改築・増築・移転・大規模な修繕・大規模な模様替え・外観の変更								
	工 作 物	新築・改築・増築・移転・大規模な修繕・大規模な模様替え・外観の変更								
	広 告 物 等	表示・設置				自動販売機 設置				
建 築 物 の 概 要	届 出 部 分		既 存 部 分		合 計		敷地面積との比			
	敷地面積		m ²		m ²		m ²			
	建築面積		m ²		m ²		m ²		%	
	延べ面積		m ²		m ²		m ²		%	
	仕上材	屋根					用 途			
		外壁					構 造			
	色 彩	屋根	色相 明度 彩度	色相 明度 彩度	階 数		地上 階・地下 階			
		外壁	色相 明度 彩度	色相 明度 彩度	最 高 の 高 さ		m			
屋上又は屋根に設置する建築設備		高架水槽・冷却塔・アンテナ・太陽光発電設備・その他()				最 高 の 軒 の 高 さ		m		
工 作 物 の 概 要	種 類					構 造				
	規 模	高 さ	m				仕 上 材 料			
		その敷地の用に供する土地の面積	m ²				色 彩		m	
広 告 物 等 の 概 要	種 類	はり紙・はり札・看板・広告板・広告塔・アーチ・アドバレーン・電柱利用広告物・街灯利用広告物・標識利用広告物・広告幕・広告旗・立看板・その他()								
	規 模	大 き さ	縦	m・横		色 彩		色 数		
		面 数	面				地 色		色相 明度 彩度	
		数 量					文 字 図 柄		色相 明度 彩度	
仕 上 材 料										
自 動 販 売 機 の 概 要	種 類	たばこ・飲料・食品・書籍・その他()								
	規 模	大 き さ	縦	m・横		色 彩		色 数		
		台 数	台				地 色		色相 明度 彩度	
		文 字 図 柄		色相 明度 彩度						
事 前 協 議	事前協議(調査・予測・評価) 要(年 月 日 済) ・不要									
景観影響評価手続	要 (特定建築物等の名称 再審査意見書(審査意見書)の年月日及び文書番号 年 月 日 第 号) 不要 (特定建築物等でない・展望できない・規模が小さい・適用除外)									
受 付 欄	受 付 年 月 日	処 理 欄	条例第 条第 項の規定により届出を受理します。 条例第 条の規定により下記のとおり指導又は助言します。 (指導又は助言の内容)						経由受付欄	
	番 号 第 号									
	受 理 年 月 日									

注意 1 所定の欄に記入の上、該当事項を で囲んでください。 2 「緑条例環境形成区域」の欄及び「景観ゾーンの区分」の欄は、景観の形成等に関する条例第23条又は第27条の2の2の規定による届出の場合に記入してください。 3 「緑条例環境形成区域」の欄は、緑豊かな地域環境の形成に関する条例第9条に規定する区分により記入してください。 4 「景観ゾーンの区分」の欄は、景観の形成等に関する条例第22条第1項に規定する大規模建築物等景観基準の規定の区分(裏面参照)により記入してください。 5 のある欄は、記入しないでください。 6 この届出書には、関係図書(裏面参照)を添付してください。
*届出に係る建築物等が2以上の場合は、合計を記載し、建築物等ごとの概要を記載したものを届出書に添付してください。
*「色彩」の欄は、マンセル色票により記載してください。

特記事項等	
-------	--

添付図書

行 為	図 書		
	種 類	縮 尺	明 示 す べ き 事 項
建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩若しくは意匠の変更	付 近 見 取 図	1 / 2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物
	配 置 図	1 / 200 以上	
	各 階 の 平 面 図	1 / 200 以上	
	各 面 の 立 面 図	1 / 200 以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
	主 要 部 2 面 以 上 の 断 面 図	1 / 200 以上	
	外 構 平 面 図	1 / 200 以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
	敷地周辺状況カラー写真		
	完成予想図カラー写真		
	協議書、予測書又は評価書		
	景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写し（条例第27条の8第1項ただし書の規定により景観影響評価書の作成を要しない場合は、景観影響評価準備書の写し及び審査意見書の写し）		
知事が特に必要と認める図書	〔自己評価書〕		
広告物等の表示若しくは設置又は自動販売機の設置	付 近 見 取 図	1 / 2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物
	配 置 図	1 / 200 以上	
	完成予想図カラー写真		
	知事が特に必要と認める図書	〔自己評価書〕	
備考	1 各階平面図及び主要部2面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。 2 協議書、予測書又は評価書は、条例第11条第1項、第18条第1項又は第24条第1項の規定による協議をした場合に添付すること。 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写し（条例第27条の8第1項ただし書の規定により景観影響評価書の作成を要しない場合は、景観影響評価準備書の写し及び審査意見書の写し）は、条例第4章の2第2節の規定による景観影響評価のを行った場合に添付すること。 4 届け出た内容を変更しようとするときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。		

景観ゾーンの区分（大規模建築物等景観基準の規定の区分による）

番号	景観ゾーン	該当区域
(1)	低層住宅地景観ゾーン	都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち、第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域の区域
(2)	住宅地景観ゾーン	用途地域のうち、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の区域
(3)	商業・業務地景観ゾーン	用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
(4)	工業地景観ゾーン	用途地域のうち、工業地域及び工業専用地域の区域
(5)	市街地・集落景観ゾーン	都市計画法施行条例第4条第1項に規定する指定区域並びに第7条第2号及び第3号に規定する特別指定区域 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下「緑条例」という。）第9条第1項第4号に規定する区域（(1)～(4)に掲げる区域を除く。） 緑条例第9条第2項に規定する区域のうち、次の区域（(1)～(4)に掲げる区域を除く。） ・西播磨地域における「伝統的なまちの区域」、北但馬地域における「歴史と賑わいの区域」、 ・南但馬地域における「歴史的景観区域」、丹波地域における「歴史的な町の区域」
(6)	自然・田園景観ゾーン	(1)～(5)に掲げる区域以外の区域